

# 情報流通プラットフォーム対処法の 実効性向上に向けた点検について

令和 8 年 7 月  
事 務 局

- 令和7年4月に施行した情プラ法の実効性向上を図る観点から、今後、総務省において、①公表義務の履行確保、②迅速化・透明化に係る義務の履行確保、③大規模事業者の対応状況の「点検」の対応を実施。
- このうち「③大規模事業者の対応状況の「点検」」については、本検討会で検討を進めてはどうか。

## ① 公表義務の履行確保 (透明性レポートの記載の適正化)

現状の制度を前提として、大規模事業者が公表義務を適切に履行しているかを確認。

- 一部事業者に対して勧告等を実施。(P.4)

## ② 迅速化・透明化に係る義務の履行確保

現状の制度を前提として、大規模事業者が迅速化・透明化に係る義務（上記①を除く。）を適切に履行しているかを確認。

- 事業者が上記①で公表した資料を分析した上で、必要な対応を検討。

## ③ 情プラ法の実効性向上に向けた「点検」

情プラ法に基づく事業者のこれまでの対応状況を分析し、課題を洗い出し。

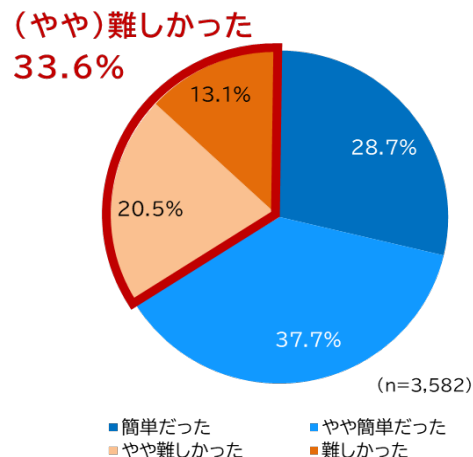
- 情プラ法の迅速化・透明化規律の実効性向上に必要な運用上の改善策の在り方について検討。

諸課題検討会で検討

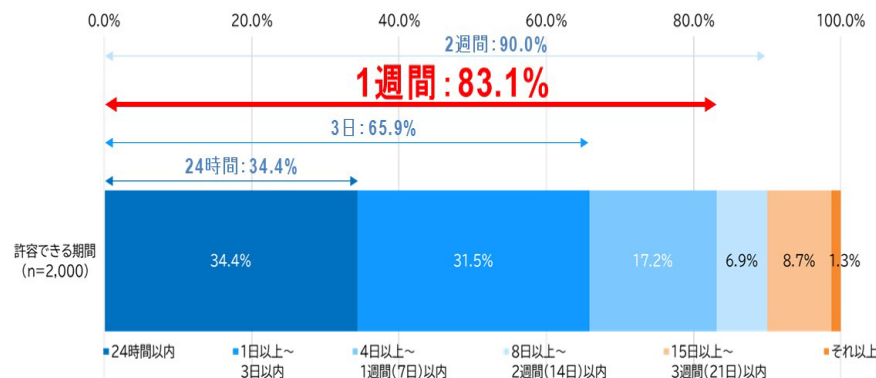
- 令和6年法改正は、**大規模なプラットフォーム事業者**に対して、**削除基準及び削除申出窓口を整備**した上で、「**削除対応の迅速化**」及び「**運用状況の透明化**」を義務付けた。
- 本検討会では、令和6年改正の背景を踏まえ、事業者のこれまでの対応状況を分析して課題を洗い出した上で、**情プラ法の実効性を向上させるために必要な運用上の改善策の在り方について、「点検」のプロセスを進めることとして**はどうか。

## ＜令和6年改正当時に指摘されたプラットフォーム事業者による利用規約等に基づく削除等に関する課題＞

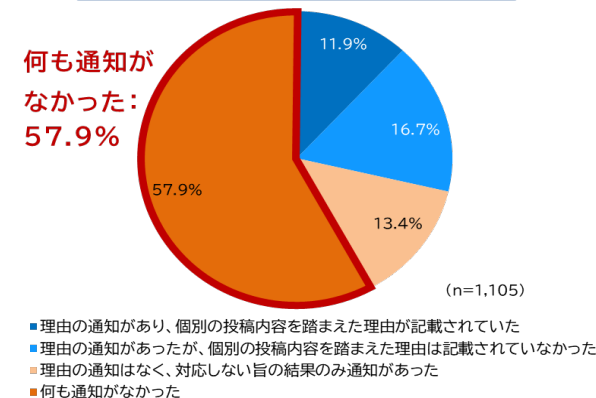
### ① 窓口等が分かりづらい



### ② 1週間より長く放置されるのは許容できない



### ③ 通知がされていない



※ 「プラットフォームサービスに関する研究会 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」資料を基に作成。

プラットフォーム事業者による削除等に関する課題に対応した令和6年改正の背景を踏まえ、

- ① 削除申出方法の整備、
- ② 削除対応の迅速化、
- ③ 削除申出者への通知への対応状況 等

への対応を軸に、情プラ法の実効性を向上させるために必要な運用上の改善策の在り方について、省令、ガイドライン等の制度面も含めて検討する、「点検」のプロセスを進めることとしてはどうか。

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

## 改正内容

大規模プラットフォーム事業者※<sup>1</sup>に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない一定規模以上等の者。

### ① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

### ② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律※<sup>2</sup>の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

## 施行日

令和7年4月1日（火）

- 大規模プラットフォーム事業者は、情プラ法に基づく「削除対応の迅速化」等の取組状況について、毎年5月末までに、法令で定められた事項を公表することが義務付けられている（情プラ法第28条）。
- 大規模事業者9社は、本年5月末までに令和7年度取組状況を公表済み。その内容を確認した結果、一部事業者については、一部事項の記載が確認できず公表漏れの可能性があったため、報告徴収を実施（情プラ法第29条）。
- 法定公表事項の一部に公表漏れがあり、かつ、**全ての法定公表事項につき令和7年度公表資料を直ちに修正することは技術的に困難**である旨の報告があった事業者に対して、情プラ法違反を是正するため、①令和7年度公表資料の修正・再公表、②令和8年度以降の公表資料において全ての法定公表事項を公表するために必要な措置の速やかな実施について、**勧告・報告徴収を実施**（情プラ法第29条・第30条）。

## (1) Google、Xへの対応

- ① 令和7年度公表資料の修正・再公表 又は **勧告**  
(期限：令和8年8月31日)

(修正・再公表が技術的に困難な場合)

**令和8年度公表資料において全ての法定公表事項を  
公表するために必要な措置の速やかな実施**

- ② ①の措置やスケジュールを含む改善計画の報告 **報告徴収**  
(提出期限：令和8年8月31日)

- ③ ②の改善計画の進捗の報告 **報告徴収**  
(報告頻度：令和8年10月30日より3か月ごと)

## (2) ドワンゴ、Meta、湘南西武ホームへの対応

- ① 令和7年度公表資料の修正・再公表 又は **勧告**  
(期限：令和8年8月31日)

(修正・再公表が技術的に困難な場合)

**令和8年度公表資料において全ての法定公表事項を  
公表するために必要な措置の速やかな実施**

- ② 報告した改善方針に沿った進捗の報告 **報告徴収**  
(報告頻度：令和8年10月30日より3か月ごと)